

条例制定に関する基本的事項

「条例」とは：

地方公共団体がその事務について、国の法令（法律、政令など）に違反しない範囲で地方公共団体の議会の議決を経て制定する法規

■ 条例制定権

○日本国憲法

（地方公共団体の権能）

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

○地方自治法

（条例、罰則の委任）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務（※）に関し、条例を制定することができる。

（※第 2 条第 2 項の事務：地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているもの）

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、1 0 0 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

《条例で制定できる範囲と限界》

- （1） 憲法に抵触しないこと（憲法第 9 4 条）
- （2） 法令に違反しないこと（地方自治法第 1 4 条）
- （3） 長岡京市の事務・権能に関するものであること（地方自治法第 2 条第 2 項の事務）
- （4） 京都府の条例に違反しないこと（地方自治法第 2 条第 1 6 項）
- （5） 市長その他の執行機関の専属的権限に属しないこと。

《条例の種類》

- | | |
|--|------------------|
| ① 住民の権利、義務等に関する条例 | 例) 情報公開条例 |
| ② 地方自治体の重要な組織に関する条例 | 例) 職員定数条例、事務分掌条例 |
| ③ 住民の負担の根拠を定める条例 | 例) 手数料条例 |
| ④ 公の施設や管理に関する条例 | 例) 図書館設置条例 |
| ⑤ <u>地方公共団体が政策の基本理念や基本方針を明らかにするための条例</u> | 例) 男女共同参画推進条例 |

■ 条例の構成要素

構成要素		内容
題 名		その条例の内容を的確に表現し、他の題名とも紛らわしくないものとする。
前 文		条例制定の背景や目的や基本理念を述べ、決意を明らかにする。
本 則	1. 総則的規定	
	(1)目的規定	条例制定の目的を明らかにする。
	(2)定義規定	解釈の疑義を生じさせないため、条例に用いる用語を定義する。
	(3)理念規定	条例の根本的な考え方を定める。
	2. 実体規定	この条例によって行う具体的な政策を定める。
	3. 雑則規定	2. 実体規定以外の細かな規定を定める。
	4. 罰則規定	条例上の義務違反があった際の罰について定める。
附 則		施行日、経過措置等を定める。